

令和7年度 昭和中学校 学校いじめ防止対策

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。」〔いじめ防止対策推進法(H25年)における定義〕

- 「一定の人間関係のある」とは、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人間関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒等の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 基本理念

すべての生徒及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、学校の教育活動全体を通して「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成に努める。
- ② いじめられている生徒（保護者）の立場に立ち、学校全体をあげて絶対に守り通す。
- ③ いじめている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との人間関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

【1】基本施策

(1) いじめの防止

- ① 人権教育、道徳教育、特別活動を通して、規範意識や集団の在り方について学習を深める。
- ② 学校生活での悩みの解消を図るために、SCなどを効果的に活用する。
- ③ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善・充実を図る。
- ④ インターネットによるいじめについての啓発・指導を計画的に行う。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 教職員研修の充実や気軽に相談できる雰囲気作りに努めるとともに、公的な相談機関、相談窓口の周知徹底を図る。
- ⑦ PTA総会や保護者会、学校だよりや学年通信を通して保護者への協力を依頼する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 学校生活アンケートの実施（年1回：6月）
- ② 教育相談(二者面談)の実施（年2回：6月・8月）
- ③ 三者面談の実施（年1回：11月）
- ④ 学校評価アンケートの実施（年2回：7月・12月）
- ⑤ SCとの定期相談（毎月1回）
- ⑥ 生活ノートの点検や日常の学校生活の観察 など
- ⑦ いじめ発見のチェックポイントの活用（随時）

(1) いじめ防止対策のための組織

①構成員

②役割内容

イ. いじめの相談、通報の窓口としての役割

エ. いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催し、いじめなどの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

① いじめに係わる相談を受けた場合には、速やかに事実の有無の確認を行う。

③ いじめ問題を担任等一部の教職員が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。

⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、(教育委員会及び)所轄警察署等と連携して対応する。なお、いじめを受けた生徒及び保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)をよく聞き、適切に対応する。

(1) 重大事態とは

ア. 生徒が自殺を企てた場合

イ、身体に重大な傷害を負った場合

ウ. 金品等に重大な被害を被った場合

エ. 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合も含む。）

① 教育委員会に速やかに報告し、指導・助言を受け対応する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、学校としての説明責任を果たす。

不登校問題に関する指導体制

1 不登校問題の考え方

- (1) 不登校については、特定の生徒に特有の問題があることによって起こることではなくどの生徒にも起こりうることであり、当事者への理解を深める。また、不登校の状況が継続すれば、本人の進路や社会的自立のために望ましくないという認識をもつ。
- (2) 不登校は、その要因・背景が多様であることから、教育上の課題として対応することが困難な場合があるが、教育が果たす役割が大きいことを認識し、充実した指導や家庭への働きかけ等を行うことにより、不登校に対する取り組みの改善を図る。

2 基本方針

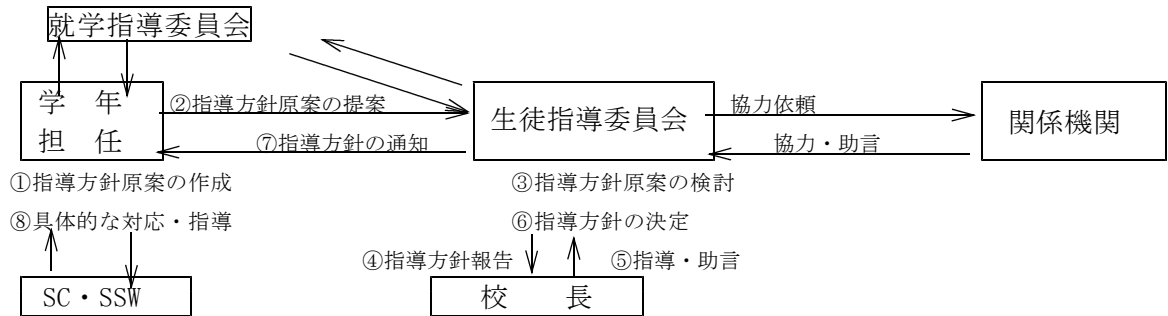
- (1) 将来の社会的自立に向けた支援
「心の問題」としてのみとらえるのではなく「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供の対応をする。
- (2) 連携による支援
学校、家庭、地域が連帯協力し、不登校生徒がどのような状況で、どのような支援が必要かを正しく見極め、適切な機関による支援と多様な学習への機会を生徒に提供できるよう努める。
- (3) 将来の社会的自立のための学校の役割
自ら学び自ら考える力など含めた「確かな学力」や基本的生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の一員として必要な資質や能力を育成し、すべての生徒が学校に楽しく通うことが出来るよう取り組む。
- (4) はたらきかけることや関わりをもつこと
生徒の立ち直る力を信じることは重要であり待つことも大切だが、生徒の状況を理解し、必要とする支援を行う。そのときの状況を正しく判断し関わりをもつタイミングを適切に図る。
- (5) 保護者、家庭への支援
保護者を支援し、不登校となった子供への対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失することなく生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図る。

3 実践事項

- (1) 魅力ある学校づくりを行う。
 - ①安心して通うことができる学校を実現する。
ア. いじめや暴力行為、人権侵害行為を許さない。
 - ②開かれた学校づくりを行う。
ア. 地域社会の教育力を生かし、学校と社会のつながりを強める。
 - ③学習指導の充実を図る。
ア. 学習指導要領のねらいの実現を図り、わかる授業を実践する。
イ. 一人一人の個性に応じたきめ細かい指導を行う。
ウ. 学ぶ意欲を育む指導を充実する。
 - ④生徒指導の充実を図る。
ア. 基本的な生活習慣を確立し、生徒の発達段階に応じたきめ細かい指導を行う。
 - ⑤進路指導の充実を図る。
ア. 生徒の発達段階に応じて生き方や夢について考えさせ、目的意識をもたせるような指導を行う。

(2) 校内の指導体制を確立し、教職員が役割を分担し指導にあたる。

①具体的な指導体制と手順（下図中の①～⑧）



②役割分担

ア. 学年担任

- ・学年の意見を集約しながら指導方針原案を作成し、生徒指導委員会に提案する。
- ・担任とチームを組んで指導にあたる。

イ. 生徒指導主事

- ・生徒指導委員会で学年の指導方針を検討する。
- ・指導に携わる教員のコーディネーター役を果たす。

ウ. 養護教諭(保健主事)

- ・情緒の安定を図る指導を行う。
- ・保健室登校生徒に対応する。

エ. 教頭

- ・生徒指導委員会で指導を行う。

(3) 情報共有のための個別指導記録の作成

該当生徒一人一人の「個別支援計画」や「支援ノート」を作成し、情報を教職員全員で共有することで、同歩調で指導・対応に役立てる。「個別支援計画」は作成の際に保護者の同意を得て、保護者との共有を図るとともに、進級・進学の際には引継ぎを確実に行う。また、実施した支援内容について記録をまとめ、次の指導に生かす。その際、個人情報の管理には、万全を期す。

(4) 家庭への訪問を通じた生徒や家庭への適切なはたらき

生徒の状況に応じて家庭への訪問を行うことを通じて、生活や学習の状況を把握し、本人や保護者が必要としている支援をする。【SSWやSC，教育委員会との連携】

(5) 不登校生徒の学習状況の把握

不登校生徒が適応指導教室や民間施設等の学校外の施設で指導を受けている場合、学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要である。

学習の評価を適正に行い、指導要録記入の参考になったり、評価の結果を通知票その他の方法により生徒や保護者に伝えたりすることにより、生徒の学習意欲に応え、自立を支援する。

(6) 生徒の再登校にあたっての受け入れ体制

温かい雰囲気の下に自然な形で迎え入れられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図っていく指導の工夫をする。【保健室や別室登校の検討・判断】

いじめ発見のチェックシート

昭和中学校

1 表情・態度

- | | |
|---|---|
| ☐ 笑顔が無く沈んでいる。 | ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 |
| ☐ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。 | ☐ 感情の起伏が激しい。 |
| ☐ ぼんやりとしていることが多い。 | ☐ わざとらしくはしゃいでいる。 |
| ☐ 周りの様子を気にし、おずおずとしている。 | ☐ 顔色が悪く、活気がない。 |

2 身体・服装

- | | |
|--|---|
| ☐ 体に原因が不明の傷などがある。 | ☐ 寝不足等で顔がむくんでいる。 |
| ☐ けがの原因を曖昧にする。 | ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 |
| ☐ 服に靴の跡が付いている。 | |
| ☐ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。 | |
| ☐ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。 | |

3 持ち物・金銭

- | | |
|--|--|
| ☐ かばんや筆箱等が隠される。 | ☐ ノートや教科書に落書きがある。 |
| ☐ 作品や掲示物にいたずらされる。 | ☐ 必要以上のお金を持っている。 |
| ☐ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。 | |
| ☐ 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。 | |

4 言葉・行動

- | | |
|--|--|
| ☐ 他の子供から言葉掛けを全くされていない。 | ☐ すぐに保健室に行きたがる。 |
| ☐ 職員室や保健室の付近でうろうろしている。 | ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。 |
| ☐ いつも人の嫌がる仕事をしている。 | ☐ 家から金品を持ち出す。 |
| ☐ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。 | |
| ☐ いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。 | |
| ☐ いつも一人ぼっちである。 | |

5 遊び・友人関係

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも遊びの中に入れない。 | ☐ 笑われたり冷やかされたりする。 |
| ☐ 特定のグループと常に行動を共にする。 | ☐ 不快に思う呼び方をされている。 |
| ☐ 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。 | ☐ よくけんかが起こる。 |
| ☐ グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。 | |
| ☐ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。 | |
| ☐ 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。 | |

6 教師との関係

- | | |
|---|---|
| ☐ 教師と目線を合わせなくなる。 | ☐ 教師との会話を避けるようになる。 |
| ☐ 教師と関わろうとしない、避けようとする。 | |